

岩戸町会掲示板管理運営規則

令和6年7月28日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、岩戸町会が岩戸町会会員等への広報伝達手段として設置した掲示板（以下、「町会掲示板」と言う。）における、掲示申請や除去、その他の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲示申請団体の範囲)

第2条 町会掲示板への掲示の申請は、岩戸町会及びその内部機関のほか、公共的団体、狛江市民が組織する団体、その他会長が適当と認める団体に限り、それをすることが出来る。

(掲示の申請)

第3条 町会掲示板への掲示を希望する団体は、別紙岩戸町会掲示板使用許可申請書に掲示しようとする掲示物を添えて、会長に申請しなければならない。

(掲示不許可事由)

第4条 会長は、掲示申請された物が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、町会掲示板への掲示を許可しないものとする。

- (1) 政治、宗教及び営利活動に関するもの
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (3) 掲示板の管理上支障のあるもの
- (4) その他会長が適当でないと認めたもの

(掲示の許可)

第5条 会長は、第3条の申請に対し、前条の不許可事由に該当しないものについてはこれを許可し、掲示物の見やすい箇所に掲示承認印を押印する。

(掲示行為)

第6条 許可された掲示物の掲示行為は、掲示の許可を受けた団体が自ら行う。
2 掲示の許可を受けた団体は、前条の承認印の押印のあるもののみを掲示し、承認印のない掲示物を掲示してはならない。
3 掲示の許可を受けた団体は、掲示物が汚損または破損した場合には、掲示許可期間中であっても速やかに除去もしくは交換等の必要な措置を講じ、美観の保護に努めなければならない。
4 掲示物は風雨で剥がれない様にラミネーター加工し、貼り付けは画鋲が落ちて踏み抜き事故を防ぐ為にタッカー止めで掲示する事。

(掲示期間)

第7条 掲示物の掲示期間は、会長が許可した限りとする。ただし、第3条の申請において期間を定めなかった場合は、第5条の許可した日より1か月間とする。

(掲示物の除去)

第8条 掲示期間が満了したときは、満了日から10日以内に、掲示の許可を受けた団体が自ら掲示物を除去するものとする。

- 2 前項の期限を徒過しても掲示物が除去されない場合は、掲示の許可を受けた団体が掲示物の所有権を放棄したものとみなし、町会の判断で自由に除去できるものとする。
- 3 掲示の許可を受けた団体が、第5条の承認印のない掲示物を掲示した場合は、直ちに掲示物の所有権を放棄したものとみなし、町会の判断で自由に除去できるものとする。

(期間短縮の協力要請)

第9条 会長は、掲示を許可した掲示物において、その掲示の継続に支障が生じた場合は、掲示の許可を受けた団体に対し、当該掲示物の掲示期間の短縮、掲示物の除去を、口頭または文書でもって要請することが出来る。

- 2 前項の規定により要請を受けた団体は、掲示期間の短縮、掲示物の除去に応じるよう努めなければならない。

(掲示許可の取消)

第10条 会長は、掲示の許可後に、第4条の掲示不許可事由に該当する事情が判明したときは、掲示許可を取消し、もしくは制限することが出来る。

- 2 前項の取消後の掲示物の除去については、第8条を準用する。

(掲示物の破損等に関する責任)

第11条 掲示物が汚損または破損し、または亡失した場合においては、岩戸町会は何らその責めを負わない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については岩戸町会役員会が定める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年8月1日から適用する。